

4 ブロック塀の耐震対策補助

ブロック塀の倒壊被害（倒壊したブロックの下敷きになる・避難や消火活動の阻害など）の防止、又は軽減することを目的とした補助事業です。

1 補助対象者	①ブロック塀を所有する者（所有者と親子関係にある者など町長が認めた者を含む。） ②いの町税などを滞納していない者
2 補助の対象となる ブロック塀など	道路、通路に面したコンクリートブロック塀などのうち、点検表に一つでも不適合のあるものが補助の対象となります。鉄筋が入っているかそうでないかで使用する点検表が異なります。なお、建築基準法第42条第2項に規定する道路の中心から2メートル以内にあるブロック塀は、前面道路の中心線から2メートル後退して改修してください。
3 補助対象経費	補助対象のコンクリートブロック塀を、登録工務店又は建設業者に依頼して、撤去又は倒壊時の被害が少ないフェンスや生け垣への改修を行うための経費が、補助の対象となります。
4 補助金額	定額（補助限度額）20万5千円、補助対象経費が20万5千円に満たない場合は、その額となります。また、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

5 老朽住宅除却事業

現在、全国的に空き家が増加傾向にあり、安全面や景観面などにおいて、大きな問題となっています。老朽化が著しい建物で、周囲に危険性がある住宅などの除却に対する補助事業です。

1 補助対象者	①いの町内にある老朽住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者など町長が認めたものを含む。 ②いの町税などを滞納していない者
2 補助対象建築物	①いの町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路の沿道に位置する老朽化した木造住宅など ②別表第1に規定する基準で100点以上の評定があるもの ※別表第1については、担当課までお問い合わせください。
3 補助金額	除却工事費に10分の8を乗じて得た額とし、その限度額は164万5千円とする。

6 家具転倒防止

自分で家具の転倒防止対策のできない世帯に対して、取付金具代はご負担していただき、委託業者に取付作業を依頼します。

1 事業の流れ	申請書の提出 →取付可否の判断 → 決定通知書の送付 → 委託業者の現地確認 → 取付作業 → 事業完了
2 補助対象者	全世帯
3 固定箇所数	一世帯につき5か所まで
4 その他注意事項	①取付金具代は自己負担となります。 ②家具の柱、壁などの補強は行いません。 ③借家などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。 ④設置後、必ず転倒しないことを保証するものではありません。

